

○白井市社会教育関係団体の認定に関する規程

昭和57年3月6日

教育委員会訓令第1号

改正 平成9年3月24日教育委員会訓令第1号

平成16年9月2日教育委員会訓令第1号

平成17年3月24日教育委員会訓令第1号

平成17年6月7日教育委員会訓令第2号

平成22年12月9日教育委員会訓令第4号

平成25年3月29日教育委員会訓令第2号

(趣旨)

第1条 この訓令は、白井市における社会教育関係団体の認定基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(認定の要件)

第2条 社会教育関係団体として認定することができる団体は、社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第10条に規定する団体であつて、次の各号に掲げる要件を備えたものとする。

- (1) 社会教育事業を計画的かつ継続的に実施でき、その事業の成果が十分に期待できるものであること。
- (2) 役員が選出されていること。
- (3) 自己財源を有し、かつ、団体の運営が確実になされていること。
- (4) 事務所を市内に有し、かつ、主たる活動の場所が市内であること。
- (5) 社会奉仕活動等を行っていること。

2 前項の規定にかかわらず、法第23条第1項第1号及び第2号並びに第2項の規定に抵触すると認められる団体にあつては、認定しないものとする。

(一部改正〔平成25年教委訓令2号〕)

(認定の申請)

第3条 社会教育関係団体として認定を受けようとする当該団体の代表者は、社会教育関係団体認定申請書（別記第1号様式）に、次の各号に掲げる関係書類を添えて、社会教育を主管する課長（以下「生涯学習課長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 規約
- (2) 事業及び決算報告（公民館の利用実績を含む。）
- (3) 予算及び事業計画書
- (4) 役員の名簿及び会員の名簿
- (5) 社会奉仕活動等の内容が分かる書類
- (6) その他必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、毎年4月1日から4月25日まで又は10月1日から10月25日までに行わなければならない。

（一部改正〔平成25年教委訓令2号〕）

（認定）

第4条 社会教育関係団体の認定は、公民館運営審議会の意見を聴き、教育委員会教育長（以下「教育長」という。）がこれを行う。

（認定の例外）

第5条 第2条の規定にかかわらず、社会教育必携（文部省社会教育局監修）又は千葉県の社会教育（千葉県教育庁社会教育課編）に、社会教育に関係ある団体として掲載されたものについては、教育長は、毎年度当初に社会教育委員会議の意見を求めて、社会教育関係団体として認定する。ただし、社会教育必携又は千葉県の社会教育に掲載された団体の下部組織若しくはこれに準ずる団体にあつては、前2条の方法により認定する。

（認定の通知）

第6条 教育長は、第4条の規定により社会教育関係団体として認定したときは、当該団体の代表者に対し、社会教育関係団体認定通知書（別記第2号様式）により通知するものとする。

（認定期間）

第7条 社会教育関係団体として認定する期間は、毎年4月1日か

ら4月25日までに申請があったものについては毎年6月1日から翌年5月31日までとし、毎年10月1日から10月25日までに申請があったものについては毎年12月1日から翌年5月31日までとする。

(全部改正〔平成25年教委訓令2号〕)

(役員等の変更又は解散の届出)

第8条 社会教育関係団体が、役員若しくは事務所の位置を変更し、又は当該団体を解散したときは、当該団体の代表者は、速やかに生涯学習課長に届け出なければならない。

(認定の取消等)

第9条 教育長は、社会教育関係団体が、法第23条第1項第1号及び第2号並びに第2項の規定に抵触し、又は前条の規定により届出を怠ったときは、公民館運営審議会の意見を聴き、認定を取り消すことができる。

2 前項の規定により認定を取り消したときは、認定を取り消した団体の代表者に対し、教育長は、社会教育関係団体認定取消通知書(別記第3号様式)により通知するものとする。

(報告)

第10条 教育長は、社会教育関係団体に対し、必要があると認めるときは、事業内容等について報告を求めることができる。

附 則

この規程は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則(平成9年教委訓令第1号)

この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成16年教委訓令第1号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成16年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行前に、改正前のそれぞれの訓令の規定により調製した用紙は、この訓令の施行後においても、当分の間、所要の

調整をして使用することができる。

附 則（平成 17 年教委訓令第 1 号）

この訓令は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年教委訓令第 2 号）

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則（平成 22 年教委訓令第 4 号）

（施行期日）

1 この訓令は、公示の日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行の際現に改正前の白井市社会教育関係団体の認定に関する規程の規定により認定を受けた団体の認定期間は、改正後の白井市社会教育関係団体の認定に関する規程第 7 条の規定にかかわらず、平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 5 月 31 日までとする。

附 則（平成 25 年教委訓令第 2 号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行の際現にこの訓令による改正前の白井市社会教育関係団体の認定に関する規程第 4 条の規定により認定を受けた団体は、当該認定の期間の満了する日までの間は、この訓令による改正後の白井市社会教育関係団体の認定に関する規程第 4 条の規定により認定を受けた団体とみなす。

別 記

第1号様式(第3条第1項関係)

## 社会教育関係団体認定申請書

平成 年 月 日

(宛先)白井市教育委員会  
教育長

申請者 団体名  
代表者  
住 所  
T E L

社会教育関係団体として、認定を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 規 約
- 2 事業及び決算報告（公民館の利用実績を含む。）
- 3 予算及び事業計画書
- 4 役員及び会員の名簿
- 5 社会奉仕活動等の内容が分かる書類
- 6 その他必要と認める書類

注 申請時に得た個人情報においては、本目的以外に使用いたしません。

第2号様式（第6条関係）

社会教育関係団体認定通知書

第 号  
年 月 日

団体名  
代表者氏名 様

白井市教育委員会  
教育長 印

年 月 日付けで申請のあったこのことについて、下記のとおり社会教育関係団体として認定します。

記

1 団体名

2 団体事務所の所在地

3 代表者

4 認定期間 年 月 日から  
年 月 日まで

第3号様式（第9条第2項関係）

社会教育関係団体認定取消通知書

第 号  
年 月 日

団体名  
代表者氏名 様

白井市教育委員会  
教育長 印

年 月 日付け、第 号をもって社会教育関係団体として認定したこのことについて、下記のとおり認定を取り消す。

記

- 1 取消し年月日 年 月 日
- 2 理 由

別記第 1 号様式（第 3 条第 1 項関係）

（全部改正〔平成 2 5 年教委訓令 2 号〕）

第 2 号様式（第 6 条関係）

第 3 号様式（第 9 条第 2 項関係）